

21**警告制度**

- 各セメスター終了時に、学修状況の確認が行われます。累積GPA2.00未満の学生には「警告」が出されます。履修登録単位数が「0」単位の場合は、学修する意思がないものとみなし、警告の対象となります（休学および停学1か月以上の学生は除く）。
- 「警告」を受けた学生には、書面で保証人住所に、本人・保証人の連名宛に郵送されます（社会人入学生は本人住所・本人宛）。なお、「警告」を受けていない学生には、特に通知することはありません。
- 「警告」を受ける回数によって、下記表のとおりの対応となります。

1回	本人に成績不振に対する学修指導ガイダンス等を実施
2回	本人・保証人との面談を実施
3回	退学勧告（本人・保証人との面談を実施し、退学するか学修を継続するかは本人が選択する）
4回	退学処分（玉川大学学則第39条により） (ただし、定められた期日までに、「退学願」が提出された場合は依願退学となります)

- ▶ **GPA制度**
 参照『履修ガイド』
 p.30

- ▶ **退学**
 参照『学生生活ガイド』
 p.52
- ▶ **玉川大学再入学に関する規程**
 参照『学生生活ガイド』
 p.158
- ▶ **玉川大学学則**
 参照『学生生活ガイド』
 p.148～157